

一般社団法人 L i v e o n 定款



一般社団法人 L i v e o n 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 L i v e o n と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都荒川区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は国内外で死別、離別などの喪失を経験した者への支援を目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 講演会、朗読会、啓発のための各種イベント
- (2) グリーフサポートに関する研修、教育事業
- (3) 書籍、ホームページ、機関紙などの各種刊行物の出版、発行
- (4) 国内外で目的を同じくする諸団体との連携、協働
- (5) 前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

(法令遵守)

第4条 当法人は、上記事業を公正かつ適正に運営し、目的に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の社員として入社しようとする者は、理事会において別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費負担)

第7条 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 社員は、当法人所定の様式による退社届を提出することにより、いつでも任意に退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により除名が決議されたときは、その社員に対し、通知するものとする。

(社員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上されなかったとき。
- (2) 当該社員が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は社員である団体が解散したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(社員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 社員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する社員としての権利を失い、義務を免れる。正社員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、社員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(社員名簿と個人情報保護)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成するとともに、業務上知り得た個人情報の保護には万全を期すものとする。

(社員総会)

第 13 条 社員総会は、当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とし、定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(議決権の数)

第 14 条 社員総会における議決権は、正社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 15 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 役員の選任及び解任
- (3) 各事業年度の決算報告
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) 合併ならびに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及び本定款に定める事項

(社員総会の招集権者)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、正社員の全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、第 28 条第 1 項にて任命された代行者がこれを招集する。

(社員総会の議長)

第 17 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(社員総会の決議)

第 18 条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した正社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、総正社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第19条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について、他の正社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては当該正社員は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、社員は出席したものとみなす。
- 3 第1項の代理権の授与は、社員総会ごとに行われなければならない。

(決議及び報告の省略)

第20条 理事又は正社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が正社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき正社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員の設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上
監事 1名以上
理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

(代表理事)

第 24 条 当法人は代表理事を 1 名置き、理事会の決議により理事の中からこれを選定する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

(代表理事代行及び役付理事)

第 25 条 代表理事は、必要と認めたとき、理事会の決議を経て、理事の中から代表理事の職務を代行する者を任命することができる。

2 代表理事は、必要と認めたとき、理事会の決議を経て、理事の中から役付理事を若干名任命することができる。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 理事は、第 4 条に定める当法人の諸事業を執行し、その成果に責任を負う。また、その他理事会において決定された当法人の活動計画の執行に責任を負うこととする。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる

(役員の制限)

第 28 条 理事及び監事について、当該理事及び監事と、その者と次の各号で定める特殊の関係のある者で理事及び監事となる者の合計数が、理事及び監事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

- (1) 当該理事及び監事の配偶者
- (2) 当該理事及び監事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事及び監事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事及び監事の使用者
- (5) 前各号に掲げる者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前 3 号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 23 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 30 条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬)

第 31 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第 32 条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- 2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第 5 章 理 事 会

(構成)

第 33 条 理事會は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事會は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職

(招集)

- 第 35 条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。
- 2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 3 監事は、必要があると認めるときは代表理事に対し理事会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第 36 条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

- 第 37 条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

- 第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該 提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。
- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

- 第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 6 章 基 金

(基金を引き受ける者の募集)

- 第 40 条 当法人は、社員及び社員又は第三者に対し、一般法人法 131 条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

- 第 41 条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 42 条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月末日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 44 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに次の書類を代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、第 1 号から第 3 号までの書類については監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

- (1) 事業報告及びその附属明細書
- (2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書
- (3) 財産目録
- (4) 役員名簿
- (5) 役員の報酬の額又はその基準を記載した書類
- (6) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。
- 3 貸借対照表及び損益計算書並びに財産目録については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剩余金の分配の禁止)

第 46 条 当法人は、決算上剩余金を生じたときは、これを社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする。

(特別の利益の禁止)

第 47 条 当法人は、当法人の社員、役員、使用人若しくは基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第 49 条 当法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 社員総会の特別決議
- (2) 社員が欠けたこと。
- (3) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

(残余財産)

第 50 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与する。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 51 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所用の職員を置く。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て、任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備え付け帳簿及び書類)

第 52 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 許可及び登記に関する書類
- (5) 定款の定める機関の議事に関する書類
- (6) 事業報告書及び計算書等の計算書類
- (7) その他法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 補 則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

第 54 条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成 24 年 9 月末日までとする。

(設立時役員)

第 55 条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

| | |
|-------|----------------|
| 設立時理事 | 尾角光美 |
| 設立時理事 | 北城恪太郎 |
| 設立時理事 | 山田假奈代 |
| 設立時理事 | 川崎政宏 |
| 設立時監事 | ロアン・エリザベス・コーマン |

(設立時社員の氏名及び住所)

第 56 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

東京都荒川区荒川 4 丁目 25 番 8 号 サウルスマンション 3 壱番館 603 号室
尾角 光美

神奈川県川崎市多摩区生田 5 丁目 9 番 6 号
矢口 明子

(法令の準拠)

第 57 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
その他の法令に従う。

以上、本書面が一般社団法人 L i v e o n の現行定款であることを証するため、代表理事
尾角 光美が、記名押印する。

令和 2 年 10 月 1 日

東京都荒川区荒川四丁目 25 番 8-603 号室

一般社団法人 L i v e o n
代表理事 尾角 光美

